

1. 新型コロナワクチン接種について

要 旨

新型コロナウイルスの感染拡大及び重症化を防ぐため、ワクチン接種の推進が求められています。しかしながら、接種率が上がらないこと、また廃棄するワクチンもでてくるなど、制度の適切な運用が求められているところです。

このため、広域で接種しやすい環境を整えるとともに、ワクチンを管理し、廃棄を減らすための仕組みづくりが必要であると考えます。

つきましては、広域での接種やワクチン管理を行うことができる仕組みづくりを、県がリードし調整いただきますようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響による病院事業の減収補てんについて

要 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出自粛や休業要請などの措置により、全国的に様々な業種で経営の悪化が生じています。病院においても、外来の受診控えや不急の診察延期により、外来患者数がこれまでに例をみないほど減少しています。

また、病院では院内感染を防止する体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者を受け入れのため、これらの患者などに対応するための資材の購入、人員の確保などによる費用の増加、対応専用エリアの確保による実施事業の中止などによる収益の減少が生じています。

新型コロナウイルス感染症への対応は、総務大臣から公立病院を運営する市町村長に対し病床確保についても役割を適切に果たすよう依頼がありましたが、地域の中小自治体病院は人員面や設備面が十分ではない中で工夫しながら、医療圏の中で必要とされる役割について対応しています。

つきましては、地域の医療提供体制を維持するために、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、引き続き自治体病院の経営の健全性が確保され、持続的に運営できるよう、前年対比等との減収分の補てん措置について国に対して働きかけをお願いします。

3. 地方創生の推進について

要 旨

人口減少問題への対応は、最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的な取り組みとそのための財源の確保は必要不可欠です。

地方創生推進交付金は、補助率が1／2であることから財政負担も相当額必要となっています。また、申請に係る事務負担も依然として大きく、苦慮しているのが現状です。

つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力に推進できる仕組みとするため、地方創生に係る財源として地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充をお願いします。

加えて、地方創生推進交付金の規模及び補助率の拡充を行うとともに、交付金の使途について、より自由度の高い柔軟な制度とし、また、地方自治体の実態に合わせた事務の簡素化が図られるよう見直しをお願いします。

4. 統計調査業務の民間委託について

要 旨

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）」に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとし、これを踏まえ、平成17年3月31日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」が作成されました。しかし、ガイドライン作成後17年が経過しても、地方公共団体が受託する統計調査事務への民間事業者の活用は進んでいません。

一方で、毎年実施される統計調査については、事前に登録された登録調査員を中心に行っていますが、登録調査員の高齢化、新規登録希望者の不足により、年々調査員の確保が困難となっています。

特に、近年は新型コロナウイルス感染症や訪問詐欺に対する懸念のため、訪問することに対する住民や事業所等の協力や理解が得られにくくなっており、そのため訪問が必要な調査員になることを敬遠される方も多く、調査員の確保には、多くの時間を要します。

つきましては、各種統計調査事務について、調査票の配布方法及び回収方法を郵送またはインターネットのみとし、調査員や調査対象の負担軽減を図るとともに、調査員確保のため地方公務員による指導員及び調査員業務従事の要件のさらなる緩和、調査員による実地調査及び地方公共団体の審査業務について、民間委託をより推進するよう、引き続き国に対して働きかけをお願いします。

5. 空き家利活用促進に向けた鳥取県移住定住推進交付金の改善等について

要 旨

新型コロナウイルス感染症により、都市部から田舎への移住を検討される方が多くなっていますが、移住希望者の要望に応えられる空き家のマッチングに苦慮するケースも多くあります。老朽化の進行により多額の大規模改修を要するもの、仏壇・神棚などの家財道具の残存により他者への提供がはばかられているものなど、空き家の増加に対して空き家バンクの登録が不足しており、そのような空き家が年数経過とともに特定危険空き家に認定されるといった事案も発生しています。

また、鳥取県移住定住推進交付金は、県外者が移住に際し新築した場合に対象とされていますが、鳥取県への移住と同時に居宅を新築することは移住者にとってハードルが高くなっています。

つきましては、空き家所有者や移住定住希望者の経済負担を軽減するとともに、優良な空き家が朽ちる前に利活用がなされるよう、「移住定住推進交付金（移住定住者等への住宅支援）」の補助対象者を県外の移住者等だけでなく、県内の移住者も対象となるよう補助要件を緩和していただくとともに、移住者が移住後一定期間内に新築した場合も補助対象となるよう、制度の拡充をお願いします。

加えて、空き家バンクに登録された物件の賃貸借・売買契約が成立した際の所有者への促進補助金の創設をお願いします。

6. 宅地造成事業に対する支援について

要 旨

移住希望者に対する住宅確保策として、町村では空き家等の活用を促進していますが、需給のミスマッチもあり中古住宅の活用が進んでいません。また、新築住宅のニーズにも対応できない状況です。

民間資本による開発は、需要の少ない地方への資本投入は敬遠される傾向にあり、自治体による宅地造成事業は、財政力の弱い町村には限界があります。

つきましては、町村への投資意欲を高揚させるため、民間事業者が行う宅地造成事業に対して、費用の助成をお願いします。

7. サイクルツーリズムの推進について

要 旨

鳥取県でもナショナルサイクルルート指定に向けた取り組みが本格化しているところであり、町村もこれに連携して、広域でサイクリング環境の整備を図っていく必要があります。

周遊ルートを整備してサイクリストの誘客を促し、地域活性化に結び付けるなど、経済効果を高めていくため、サイクルツーリズムの環境整備を行っていくことが急務ですが、町村では財源確保が難しい状況にあります。

周遊ルートは町村道と県道にまたがるものも多いため、サイクリング環境を面的に整備して繋げていくには、県道部分のみではなく関連する町村道と一体整備として進めることにより、その効果は高まるものと期待されます。

また、自転車活用の推進に向けた取り組みを進めるうえで、自転車と公共機関との連携は重要です。自転車を折りたたんで乗車できるのは一部の自転車に限られる状況であり、自転車をそのままの形で乗り入れ可能なサイクルトレインやサイクルバスの運行の必要性は極めて高いものと考えられます。

つきましては、町村が設定したサイクリングルートについて、町村道部分の整備促進及びこれらの経路や距離に関する路面標示・案内看板等の設置や維持管理費用を含めた財政的支援をお願いします。

加えて、公共交通機関に対し、サイクルトレインやサイクルバスの運行について、積極的な働きかけをお願いします。

8. 県補助金の市町村負担の見直しについて

要 旨

町村は、基礎自治体として独自課題や住民の福祉向上のため、人口減少により留保財源(自主財源)が減少する中、財源を捻出して必要な施策を実施しています。

県においては、市町村に協議が行われることなく「市町村と協調」として生活困窮者に対する光熱費助成や燃油高騰対策特別金融支援事業補助金等の市町村に義務負担を求める県民向けの間接補助金が創設されています。最終的な県制度の活用は各市町村の判断によるものですが、県制度が公表されることで、町村は予算化することを余儀なくされるのが実態であり、結果、町村の留保財源は逼迫し町村独自施策に多大な影響を及ぼしています。

また、鳥取県内修学旅行等支援事業費補助金など県制度を間接補助とされることで、町村の予算措置だけでなく申請受付から交付、県への補助金手続きなどの事務が生じています。県民を対象とした県制度にあつては、対象者に応じて県と市町村との連携は必要ではありますが、その人件費を含む事務経費は県からの財政措置もなく町村の業務及び財政を圧迫しています。

つきましては、広域自治体である県が行う県民の福祉向上のために必要な施策について、市町村の義務負担を原則廃止し、市町村の上乗せ補助は市町村の判断に委ねるとともに、間接補助金の必要性を県民の利便性、市町村の業務負担などの視点で総点検し、必要性の低いものは、県により直接交付を行う制度へ見直し、間接補助制度を継続する場合は個々にその理由を示していただくようお願いします。

また、県制度により市町村に事務負担が生じる場合、その制度内容に応じて地方財政法第28条の趣旨を鑑み、事務経費の財源について市町村へ措置いただくようお願いします。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分について、県で実施が困難な住民への個人給付事業などの経費については、市町村へ配分する配分方法に見直すよう国に対して働きかけをお願いします。

9. 社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について

要 旨

病院事業の運営において、設備、薬品、診療材料費、清掃や給食などの委託業務は消費税の課税対象である一方、診療報酬は社会政策的配慮から非課税取引とされているため、患者から消費税は徴収できません。

国は、診療報酬や薬価等を設定する際には、点数に上乗せして改定しているとの説明ですが、実際は、支払った消費税と点数に反映されている上乗せ部分の比較が困難な制度であるため、医療機関の多くは損税の額を正確に把握できていないのが実情です。

つきましては、次の診療報酬改定において、診療報酬への消費税分の上乗せについての検証がしっかりと行われ、医療機関の形態にかかわらず100%補填される診療報酬制度にするとともに、診療報酬での対応に限界がある場合は、医療機関の経営の安定化につながるよう、抜本的改善策を講じ、国民の健康と安心を担う医療機関に配慮した制度となるよう国に対して働きかけをお願いします。

10. マイナンバーカード交付率を地方交付税へ反映することについて

要 旨

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用され、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための制度として国が積極的に推進していることから、町村でも財源を確保し、人員を配置してマイナンバーカード交付推進の取り組みを行っています。

町村では、休日の申請交付窓口の臨時開設や開設時間の時間外延長、各イベントでの広報、臨時受付、出張申請の受付などあらゆる機会をとおして普及率向上の取り組みを継続していますが、すべての住民の理解を得るには難しい状況です。

こうした中、政府ではマイナンバーカード交付率を地方交付税の算定に反映させたいとされましたが、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源であり、国の施策であるマイナンバーカードの普及は考慮すべきではないと考えます。

つきましては、マイナンバーカード交付率の地方交付税への反映は、交付税制度の趣旨に反するため、国に対して反対の要請をお願いします。

1 1. マイナンバーカードの交付管理に関する支援の 継続と利用促進について

要 旨

マイナンバーカードの普及促進については、国全体で「令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ること」を目指しており、市町村においても、日々様々な工夫を凝らし取り組んでいるところです。

こうした中、市町村はマイナンバーカードの交付管理において、国からの「個人番号カード交付事務費補助金」などを活用し人的体制を確保するとともに、関連機器の保守管理を行っていますが、鳥取県全体での交付率は低く、全県民への普及にはほど遠い状況にあります。

国の進める令和4年度末の「全国民に行き渡る」という目標に向かったの努力は惜しみませんが、現場の状況を見ると現実的には難しいところがあり、引き続き令和5年度においても普及促進への取り組みは継続する必要があると考えます。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになっておりますが、一部の医療機関、薬局でしか利用できないため、健康保険証とマイナンバーカードの両方を持ち歩かないといけないこと、マイナポータルで自身の受診状況等を閲覧したり所得税の確定申告における医療費控除の手続きに使用したりすることが不完全であること等、まだまだ課題が多い状況にあります。

つきましては、県内市町村の状況を鑑み、令和5年度以降も永続的にマイナンバーカード交付管理のための人的体制が確保できるよう、また、申請管理に係る機器の十分な保守更新ができるよう、個人番号カード交付管理に係る支援の継続について国に対して働きかけをお願いします。

加えて、鳥取県内全ての医療機関、薬局で、早急にマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、国に対して働きかけていただくとともに、自立支援医療や特別医療についてもマイナンバーカードの利用ができるよう、国、県で検討を進めていただき、マイナンバーカードの更なる利便性向上を図っていただくようお願いいたします。

1 2. 携帯電話不感地域解消について

要 旨

携帯電話は、今や固定電話と同様に日常生活に深く浸透しているほか、災害時・緊急時の通信手段としても重要な役割を担っています。

また、情報化・DX化という観点からも、携帯電話サービスが1社も提供されていない不感地域の解消は大きな課題となっています。

携帯電話の国内における不感地域は、携帯電話事業者自らの企業努力によるエリア整備や、基地局整備に対して助成を行う国庫補助事業を導入してきた結果、急速に解消されてきました。しかしながら、中山間地域では各キャリアの採算上の問題から、依然として不感地域として残されているエリアがあるのが現状です。また、各キャリアから発表されている不感地域と実際の不感地域に隔たりがあることも調査を通じて分かっています。

国においては2023年度末に全居住エリアをカバーすることを掲げており、国の補助制度もありますが、現実的には各キャリアが請け負うことがなければ実現できません。

つきましては、不感地域解消に向け、国に対して働きかけをお願いします。

1 3. 光ファイバ等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について

要 旨

総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した町村にとっては、施設の保守や管理費用、また、耐用年数経過後の設備更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっていますが、これらの費用負担に対する支援制度は創設されていません。

また、新たに総務省から示された自治体情報セキュリティ対策に対応していくために、自治体情報セキュリティクラウドや地方公共団体情報セキュリティ対策を進めることによつて、ランニングコストや耐用年数経過後の設備更新費用などIT関連にかかる費用は増大していくとともに、各サーバ及び端末等保守の更新時期を順次迎えます。

さらに、ケーブルテレビやインターネット等の運営については、直営はもとより、第3セクターで運営している場合であっても、IRU契約による施設使用料を安価に抑えるなどコスト削減を図っても、実質的には赤字である場合がほとんどであり、機器等の更新による多額の経費負担、財源の確保に苦慮している現状です。

つきましては、情報基盤を継続・維持するためにも、国による支援制度の創設と、経常的な費用の負担軽減のための地方交付税措置を、国に対して働きかけをお願いします。

1 4. 「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化について

要 旨

部落差別のない社会の現実をめざした、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、6年目を迎えています。法律施行後も結婚や就職等での身元調査や土地の売買に係る土地差別、そして、インターネットによる差別書き込み等、悪質な差別事象が発生しています。

特に、インターネット上での書き込みは深刻であり、鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」は、全国にある同和地区を訪れ、写真を撮影し、インターネット上に掲載して差別を助長、拡散しているなど、部落差別の解消に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化が課題となっています。

つきましては、差別、人権侵害を禁止する法の整備は喫緊の課題であるため、差別を行った場合の罰則法令の整備、インターネット上における差別記載の削除要請及び「人権委員会」の設置について、引き続き国に対して働きかけをお願いします。

加えて、部落差別を解消するために必要な調査項目を検証・整理し、被差別部落の実態、県民の意識の実態について分析のできる実態調査を県が主体となり市町村と協力体制を取り実施するようお願いします。

15. 米軍機等による低空飛行訓練の中止について

要 旨

米軍機が行う低空飛行訓練の中止については、鳥取県知事から防衛省に対して要望していただいているところであり、中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあります。

しかしながら、米軍機または米軍機と思われる低空飛行訓練は昨年と比較して減ってきてはいるものの、自衛隊輸送機の低空飛行、さらに令和4年4月12日にはオスプレイ2機が若桜町上空を飛行するなど、地域住民から不安の抗議が寄せられています。

低空飛行訓練ルートは、住宅地であり、病院や診療所・こども園・養護老人施設等が存在しております。また、ドクターヘリ、防災ヘリなどの飛行ルートが重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念されます。

つきましては、国の責務として騒音に関する実態調査の実施や飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないように要望いただくとともに、騒音測定器の設置に関して強力な要請をお願いします。

加えて、令和4年6月11日に自衛隊輸送機から部品落下事故の報道がありましたが、その輸送機は県内上空を通過した機体と思われ、管理体制の見直しや再発防止の徹底についての要請をお願いします。

16. 病院事業にかかる交付税等の財政支援について

要 旨

地域医療の提供にあたり、へき地医療、小児医療、救急医療といった不採算部門の維持など自治体病院が担う役割・責務は大変重要であります。こうした地域医療を支えるために地方交付税が措置されていますが、十分な算定額となっておりません。さらには、医師・看護師の働き方改革への対応や会計年度任用職員制度により人件費が増加しています。

また、国は、高齢社会に向け、地域包括ケアシステムを推進しており、中小自治体病院では、基盤整備及び人材確保などの投資を行ったうえで、他職種連携による施設医療と在宅医療を提供することで地域包括医療に注力しています。

つきましては、地方交付税は病院事業の運営・経営に重要な役割を果たしていることから、現行の項目の継続と所要額の確保、更に地域包括医療ケアを評価する項目が創設されるよう国に対して働きかけをお願いします。

17. 情報公開審査会の共同設置について

要 旨

昨年の個人情報保護法の改正に伴い、現在、県主導で市町村の個人情報保護条例の統一に向けた検討が行われ、それにあわせて、各市町村で設置されている個人情報保護審査会についても、県内での共同設置が検討されています。

その一方、各市町村の情報公開条例に基づく情報公開審査会については、個人情報保護審査会と類似の審査会ではありますが、県では共同設置を検討しないとの方針です。

各市町村の情報公開制度については、個人情報保護条例のように国の法律に基づくものではなく、また、情報公開審査会は各市町村の条例に基づいて設置されているものですが、情報公開制度において市町村の取扱いに差異はないと考えており、情報公開審査会の共同設置を行うことで、効率的で適切な運用が期待できます。

つきましては、情報公開審査会についても、個人情報保護審査会と同様に共同設置をお願いします。

18. 特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて

要 旨

特定地域づくり事業制度は働き手及び雇用先の確保として非常に有用である一方、中山間地の実情に合わない部分があります。

特定地域づくり組合の事務局運営費は、1/2を市町村、残り1/2は組合を構成する事業所が負担するとされていますが、中山間地の組合は加入する事業者数が少なく、運営費の1/2を加入事業所で賄おうとした場合、1事業者あたりの費用負担が多くなります。

また、出資金については、中小企業等協同組合法第10条により、1事業所の出資は出資総口数の25%を超えてはならないとされており、出資額は出資の少ない事業所と足並みを揃えざるをえず、必要額の確保が難しい状況です。町村負担（補助金、寄付金等）により必要額の残りの部分の確保を図るとした場合、補助金、寄付金等に法人税（税率15%）が課税されます。

更に、中山間地の自治体の多くは働き手不足に悩む建設業者を抱えており「建設業」は労働者派遣の適用除外業務にされているため、この特定地域づくり事業が利用できません。加入事業所の少ない組合では、雇用を確保するため加入事業者以外への派遣に頼らざるを得ません。

つきましては、事業所運営費の負担割合を減じ、軽減部分について国補助や地財措置のかさ上げについての働きかけをお願いします。

加えて、組合の安定運営のため、出資金25%上限の緩和、又は法人税課税の特例措置を講じていただくとともに、年間を通じた雇用確保のため、労働者派遣の適用除外及び2割の制限緩和について、引き続き国に対して働きかけをお願いします。

19. タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の 拡充について

要 旨

町村では、高齢者で運転免許証を有していない者、身体障害者手帳等を有している者及び介護保険認定者で運転免許証を有していない者を対象にタクシー利用費を助成しており、令和2年4月から県補助制度を創設していただきました。

しかしながら、助成対象者は県補助要件に該当しない者が大半を占めており、特に「交通空白地に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者」については、極わずかな割合となっています。

つきましては、従前から単独で助成を実施している自治体に対して、既存制度による助成額の1/2を助成する等の制度拡充をお願いします。

20. 地方路線バス維持確保に関する取組みについて

要 旨

地方路線バスは、利用者の減少や運転手不足により運行の維持が困難となっており、運転免許を持たない学生や高齢者など、地域に暮らす住民にとっては必要不可欠な移動手段であります。これまで、生活交道路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行維持については、国の補助制度と併せて、県・市町村も補助制度を設け、運行の維持に努めてまいりました。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大によりバス事業者は、利用者の大幅な減少による収入減、また、高速バスや貸切バス等の事業縮小の影響で、厳しい経営状況となっています。

また、現行の補助制度において、国及び県の負担は、補助算定において当年の影響が直接加味されない点や上限が設けられているため、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変わることはありませんが、事業者及び市町村は影響増額の大半を負担することとなります。地方路線バスの維持存続に市町村の負担が更に増加し、対応が出来ない場合においては、中山間地における移動手段の喪失につながり、地域の衰退がおこることも懸念されます。

つきましては、地方路線バスの維持確保につながるよう国・県において、補助制度の拡充をお願いします。

2 1. 鉄道ネットワークと利便性の維持について

要 旨

令和4年4月11日にJR西日本は、輸送密度（平均通過人員）が2千人／日未満の17路線30区間の収支情報を公表しました。当該路線は、大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていない状況とされ、鳥取県では、山陰線（浜坂～鳥取）及び因美線（東津山～智頭）が該当しています。

JR西日本の社長会見では「何らかの結論ありきではない」としながらも、今後「地域公共交通計画」の策定などの機会に積極的に参画し、地域のまちづくりや線区の特性・移動ニーズをふまえて、鉄道の上下分離等を含めた地域旅客運送サービスの確保に関する議論や検討を幅広く行いたいとの発言がありましたが、路線の維持については、利用者の少ない路線や不採算路線だけでなく、収益路線と合わせてトータルで考える必要があります。

また、令和3年10月及び令和4年3月のダイヤ改正では、減便及び快速列車を各駅停車とする見直しが行われましたが、本県では、平成15年に鳥取・米子間の鉄道高速化を目指して44億円（うち7.5億円が市町村負担）もの巨額の経費をかけて山陰本線の曲線整正を実施し、鳥取と米子を1時間（特急）で結ぶことが実現されています。

住民の日常生活だけでなく、観光や地域振興においても重要な役割を担っている鉄道の減便や廃止は、利用者の利便性を損なうものとして更なる利用者離れの要因となり、地域そのものが衰退へ向かうことが強く危惧されます。更に、鉄道の高速化は観光誘客に不可欠なものとして、コロナ禍後の経済回復には必須の条件であります。

つきましては、地域の鉄道路線を守るため、利用促進や利便性向上に向けた取組みをより一層推進していただき、JR西日本に対しては、収支以外にも全国的な鉄道ネットワークの意義や通勤や通院、通学など、地域交通の重要性などの理解を求めたいと、同時に、経済的かつ利便性が高い鳥取・米子間の快速列車を維持し、山陰本線の高速化を後退させないためにも、令和3年10月及び令和4年3月のダイヤ改正に伴う減便等は、コロナ収束後に速やかに復活するよう、強力な要請をお願いします。

加えて、国に対して積極的な関与と支援の働きかけをお願いします。

2 2. 若桜鉄道の持続可能な運行に対する施設整備等支援について

要 旨

八頭町と若桜町では、平成21年度の上下分離導入時から若桜鉄道の第三種鉄道事業者として、線路・駅舎等下部の鉄道施設の保守管理を実施・費用負担しており、平成28年度からは、若桜鉄道の経営改善を強力に支援するため、両町が若桜鉄道の車両も町有化する上下分離方式へと変更し、これまでの下部の鉄道施設及び車両の保守管理を行い費用も負担しています。

この鉄道施設及び車両の保守管理には国から補助金が交付されますが、国において各事業者の要望を充足するだけの予算確保がされないこともあることから、八頭町・若桜町では十分な予算配分が受けられない場合もあり、計画的な施設・設備の安全対策に支障を来しかねません。

また、保有している車両4両のうち観光車両化した3両は、導入から35年が経過し、耐用年数も超過していることから、車両の更新が必要となります。

つきましては、鉄道の安全輸送の実現に向け、国に対し十分な予算確保について働きかけをお願いします。

加えて、車両の更新に対する新たな補助制度の創設・予算措置をお願いするとともに、鳥取県若桜線維持存続支援事業補助金について、車両の保守管理経費を補助対象経費に加えていただくようお願いします。

23. 生活保護法における大学生等の保護適用について

要 旨

生活保護制度において大学等に進学する者については、すでに高等学校への修学によって得られた技能や知識によって、その能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから、生活保護制度上は世帯分離措置によって取り扱うこととなっています。

平成30年に文部科学省が公表した学校基本調査によると、全世帯の大学等（短期大学及び専門学校含む）の進学率は81.5%で年々上昇しており、大学進学は就業への技能・知識を取得する過程として一般的な修学課程となっています。

一方、同年に厚生労働省が公表した生活保護世帯の進学率は35.3%と半数以下となっており、学歴の格差から賃金の格差が生まれ、貧困の連鎖に繋がっています。

生活保護世帯から大学等に進学する場合、世帯分離により生活保護の支援はなくなるため、授業料は奨学金等を活用し、生活費はアルバイトにより賄うなど、不安定な生活が余儀なくされます。

大学等に進学した生活保護世帯がありますが、経済的な理由から進学先は限定され、進学後もアルバイトを行い、大学の授業に専念することが難しい事例があります。

つきましては、生活保護世帯から大学等に通う者の学生生活と大学生等を養う生活保護世帯の生活を保障し、安心して大学生活を送ることが出来るよう、大学等に進学する際の「世帯分離」をやめ、生活保護を利用したまま大学等に進学できるよう、生活保護法の見直しについて、国に対して働きかけをお願いします。

24. 中山間地域における医療・福祉サービス提供体制の充実・確保に対する財政支援について

要 旨

中山間地域では、高齢化や人口減少が急速に進行しており、地域住民の命と健康を守り、安心して生活ができる医療・福祉サービス提供体制の充実・確保は大きな課題となっています。

多くの医療機関は人口減少に伴い患者数が減少する中、施設・設備の老朽化に伴う修繕及び更新経費の捻出、医師や看護師等医療スタッフの確保など、厳しい運営状況にあります。

さらに、コロナ禍における受診控えや、医療施設の感染防止対策に係る経費の増大等、経営状況の悪化は深刻さを増しており、このままでは医療機関の廃業・撤退が危惧されます。

また、福祉サービス事業所についても同様に厳しい状況にあり、事業継続が困難となっています。

つきましては、中山間地域における無医地域・福祉サービス空白地域の発生を防止するとともに、サービス提供体制の充実・確保、さらには施設の建て替え・修繕、医療機器等の更新及び新規導入経費等に係る支援について、事業承継以外の場合においても、支援対象から有床診療所の要件を外していただくよう、制度の拡充をお願いします。

25. 自治体病院の医師確保対策について

要 旨

自治体病院は、域内の総合病院として、急性期から慢性期の医療及び在宅医療を提供し地域医療を支えています。また、救急告示病院として地域住民への安心と安全の確保にも寄与しているところです。

しかしながら、病院運営に必要な医師をなんとか確保している状況であり、派遣医師や嘱託医師の占める割合も高く、医師の高齢化も進展しています。

予防から在宅、診療所のほか、地域の介護施設の回診業務や看取りなど、高齢化率が高い地域において安定的な医師確保は地域医療の原点と言えます。

公共交通機関や開業医院も少ない地域において、訪問診療や在宅看取りの取組みも重要な業務となっていますが、携わる医師の負担が増しています。また、標榜診療科のすべてに常勤医師を確保することは難しいため、非常勤医師による診療科も多くなっています。医師派遣の指標となる常勤医の換算方法では非常勤医師による診療科の医師もカウントされることから、数字上で医師は充足しているとなりますが、実際には病棟・当直・在宅などに従事する医師は明らかに不足しており、現在の医師数では困難な運営状況です。

つきましては、医師充足数の算定では非常勤医師による診療科の医師を除外し、常勤医を基準としたうえで派遣医師数を考慮していただくとともに、県立病院を含めた公立病院全体の安定的な病院運営のためにも卒後義務年限内の医師派遣のみでは無く、県あるいは地域による義務年限終了医師や地域医療をめざす医師の確保や派遣の体制整備を早急に講じていただきますようお願いいたします。

26. 整形外科医師の確保について

要 旨

高齢化の進展とともに、変形性膝関節症などの整形外科対象疾患が大幅に増加しています。こうした疾患は近場の医療機関で定期的な受診が必要で、介護予防の観点からも適切な医療提供体制の構築が望まれます。

整形外科開業医が多く立地する市部では一定の医療需要に対応できている面もあると思われませんが、中山間地域はまったく不足あるいは医師の高齢化による診療科維持への不安が生じています。整形外科志望の医学生数は過去と比べてかなり少なくなり、まもなく高齢によりリタイアする整形外科医が多数生じると言われています。

特に整形外科の病院勤務医の業務負担が非常に大きく、目の前の患者対応と働き方改革への対応の狭間で、将来の方向性が見えてこない状況があると考えます。

つきましては、整形外科医の需給状況と加重な業務負担の実態把握を行い、整形外科医師の確保に向けた対策をお願いします。

27. 国民健康保険料（税）における子ども均等割の軽減について

要 旨

国民健康保険料（税）の賦課における子どもの均等割の軽減措置については、令和4年度から未就学児の均等割が5割減額されましたが、今回の改正では、軽減の対象が未就学児に限定されており、子育て世帯への負担軽減として充分ではありません。

収入のない子どもに対する賦課については、医療保険制度間の公平性や子育て支援の観点から、対象年齢を18歳までに引き上げる等、さらなる見直しが必要と考えます。

つきましては、子どもの均等割の軽減措置割合と対象年齢の拡充について、引き続き、国に対して働きかけをお願いします。

28. 就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について

要 旨

子どもの医療については、少子化対策として子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように、医療費の自己負担分を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。

一方、国はこのような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取り組みに対して、医療費の波及分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。

平成30年4月からは未就学児までの医療費助成について、国は減額措置を行わないこととしましたが、小学校就学後については従来どおりであり、地方自治体の少子化対策の取り組みを阻害していると言わざるを得ません。

つきましては、就学前に限定せず、就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の廃止を国に対して働きかけをお願いします。

29. 幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について

要 旨

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上児の副食費は実費徴収化されました。

子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を行っています。

つきましては、副食費も無償化の対象となるよう、引き続き国に対して働きかけをお願いします。

加えて、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分は、新たな県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。

30. 教員不足の解消について

要 旨

文部科学省が今年1月に公表した「教師不足」に関する実態調査によると、全国の公立小中高校などでは、2021年度の始業日時点で教員が2,558人不足し、1,897校で欠員が生じています。また、教員の正規職員率は全体で90%を下回り、育児休業、産前産後休暇の代替としての臨時的任用のほか、再任用や非常勤講師等で補っている状況です。

国では教員不足の要因として、見込み数以上の必要教師数の増加と臨時的任用職員のなり手不足をあげ、教員採用選考試験における取組みの情報収集や発信、講師のなり手確保に向けた取組み、学校における働き方改革の推進など勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上を掲げています。

鳥取県においても今後10年間で約4割の教員の退職が見込まれる一方で、教員採用試験の志願者は長期的に減少傾向にある中、人材確保に向けて教員採用試験の関西会場の設置や年齢制限の撤廃、試験項目や内容の見直しなどを行われていますが、欠員のままでの運営を余儀なくされている学校もあります。

つきましては、教員志願者を増やすため、教職員の働き方の見直し並びに処遇改善を行うなど、教員不足の解消への取組みをお願いします。

3 1. 少人数学級制度の実施に伴う加配定数の拡充について

要 旨

国は令和3年度から7年度にかけて、小学校において35人を標準とする学級編制基準の運用を実施し、本県においては国に先行して新たな少人数学級の制度（30人学級）が段階的に実施されることとなり、学級数の増に伴う教職員の確保が課題となっています。

しかし、県内ではすでに教職員不足が深刻化しており、また教職員の確保に苦慮されている中で、この制度の実施によりさらに教職員不足が進行することが懸念されます。

また小規模校においても、大規模校と同様に教育課題は複雑化・困難化しており、それに対応した加配定数へ拡充をされないまま少人数学級制度を実施すると、それを補うため学校現場の負担がさらに増加し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や教職員の働き方改革が難しくなることを危惧しています。

つきましては、少人数学級制度（30人学級）の実施にあたり、小規模な学校においても教職員や子供たちにマイナスの影響を及ぼさないよう加配定数の拡充に向けた取組みを進めていただくようお願いします。

3 2. 障がいに応じた特別な指導（通級による指導） のための教員の適正な配置について

要 旨

近年、インクルーシブ教育の推進を背景に、通級指導教室のニーズが高まっており、指導が望ましいとされる児童生徒がスムーズに入級できるような体制を整備しているところではあります。

国の基準では、小中義務教育学校において、障がいに応じた特別な指導（通級による指導）の必要な児童生徒13名に対し、教員を1名配置することとなっていますが、指導の必要な児童生徒が増加しており、適正な人員配置となっていません。教員が定数を越えた児童生徒を受け持ち、入級が望ましいと判断される児童生徒が入級を見送らざるをえない状況となっています。

つきましては、障がいのある児童生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、通級指導教員を追加で加配していただくなど適正な人員配置をお願いします。

3 3. 医療的ケア児の就学に対する支援について

要 旨

令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行により、医療的ケア児及びその家族への支援等、日常生活及び社会生活を社会全体で支える理念が明確に示され、今まで以上に人材の確保と医療的ケア児とその家族を支援する仕組みづくりの構築が必要となっています。

しかしながら、市町村立学校等で医療的ケア児を受け入れるにあたっては、町村単独で医療行為の可能な看護師等の人材を確保することは困難な状況があり、大きな課題となっています。

つきましては、医療的ケア児の受入に係る町村の人的、経済的負担軽減を図り、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実を図るため、国において看護師等の人材を確保する仕組みの創設と看護師に対する補助率の嵩上げ、児童生徒支援員等の補助対象経費への算入など、町村の財政負担軽減のための予算確保をお願いします。

併せて、医療的ケア児を受け入れるための町村立学校等の施設整備費・改修費及び物品等の購入に係る経費の補助制度の創設をお願いします。

34. 県立高等学校の再編について

要 旨

少子高齢化が進み、多くの町村が人口減少に直面しており、小学校、中学校の統廃合を行っています。しかし、学校は教育の場としての機能だけでなく、その地域の核としての役割を担う面も大きく、学校の統廃合においては、時間をかけ、保護者や地域住民、行政がそれぞれの意見を調整し、コンセンサスを得た上で実施することが重要であると考えます。

小・中・義務教育諸学校は、統廃合があったとしても、それぞれの町村からなくなることは、ほとんどありません。しかし、高等学校は市部に設置されることが多く、中山間地域においては、同じ郡内にある学校を「地元の学校」として認知し、地域と学校が関係を深めてきた歴史があります。

令和3年10月の鳥取県教育審議会答申では、「中山間地域の高等学校の学校規模や学級定員に対する考え方は柔軟であるべきであり、画一的に子どもの数が減少したという理由で再編を決めるのではなく、標準的な学校規模を縮小して設定することや、特色あるカリキュラム編成等での対応も含めた慎重な検討が必要である。」と示されています。

ただし、答申は、令和8年度から17年度の期間を前提としたものであることから、令和7年度までの期間において、高等学校の再編が実施されることへの危惧が拭い切れない状況です。

つきましては、令和7年度までの期間においても、県立高等学校の再編については、答申の内容を踏まえ、地域の核としての高等学校の意義や地域住民の声も含めて慎重に検討していただき、生徒数の減少を理由とした再編を行わないようお願いいたします。

35. 学校給食費の公的支援について

要 旨

原油価格の高騰や世界情勢等の影響により、様々な物の値段が上昇している中、学校給食の食材にかかる経費も上昇し続けており、今後もさらなる高騰が予想されます。

これまでも多くの町村において、地域の実態に応じて給食費の保護者負担を抑制・軽減するための支援を実施してきました。しかし、どの町村においても、継続的に財源を確保し、手厚い支援を継続することは難しい状況です。

一方、認定こども園・保育所・幼稚園における3～5歳児の給食費については、子ども・子育て支援新制度の導入により、年収360万円未満相当世帯や、全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除され、それに加えて、各町村が独自の支援を実施するなど、国の制度と各町村の施策によって幅広い支援が実現されています。

これらのことを踏まえ、義務教育段階における学校給食についても、全国一律の新たな支援制度を設けることは、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを社会全体で支えるという考え方に基づいた少子化対策としても意義の大きいことだと考えます。

つきましては、学校給食費の無償化や給食費軽減のための補助金制度の創設等、公的支援の拡充を国に対して働きかけをお願いします。

36. ツキノワグマ錯誤捕獲時の対応基準の見直しについて

要 旨

ツキノワグマの扱いについては、人身被害や農林業被害の軽減を図るとともに地域個体群の安定的維持と人との棲み分けによる共存を目指して、「鳥取県第二種特定鳥獣管理計画」によって基本的な行動指針が示されています。

これまで、保護・管理を目的に様々な方策が実践された結果、ツキノワグマの生息実態調査（令和2年度）において推定個体数（364頭）は増加傾向にあること、また、近年は県内でも出没情報数・捕獲数が以前より高い水準で推移していることから、ツキノワグマとの遭遇による人身被害が懸念されます。

同管理計画で設定されているツキノワグマ出没等対応基準によれば、「人の生活ゾーン（市街地・集落・農地及びそれらの境界から概ね200mの区域）」外での錯誤捕獲発生後の処理は、原則、放獣とされていますが、山間部では林道網を生活道として活用しており、昨今の出没場所や頻度に鑑みて、この基準（距離）ではその懸念が払拭されるとは到底思えません。

つきましては、放獣場所付近で暮らす住民の安心・安全な生活環境を確保することを最優先に考え、「人の生活ゾーン」の区域を拡大し、捕獲現場の状況により人身被害が発生すると町村が判断した場合には、速やかに殺処分を可能とするなど、柔軟な適用をお願いします。

37. 地方消費者行政強化交付金の恒久化について

要 旨

消費者行政につきましては、消費者の安全・安心の確保を図るため、市町村では消費生活相談窓口を設置し相談業務にあたっております。また、国の交付金を活用し、住民の相談に対応しているところですが、交付金の適用期間が終了となる事業もあります。

しかしながら、消費者行政を取り巻く環境は、架空請求や訪問販売等に伴う高齢者からの消費生活相談など相談件数は年々増加傾向にあり、専門的な相談対応を継続・充実する必要があります。

つきましては、引き続き相談業務を円滑に実施するため、交付金の恒久化を国に対して働きかけをお願いします。

38. 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業制度の拡充について

要 旨

本制度の目的は、貸付主体である町村に対し円滑な償還事務を支援するとともに、貸付金徴収における最大限の努力にもかかわらず回収が困難な債権が存在することにより、町村の財政を圧迫している状況を鑑み、事業実施に伴う町村の財政負担を軽減することにあります。

これまで町村では、滞納者及びその保証人についての所在確認、相続人、物件等の調査をし、個別の対応策を進めています。貸付後の時間の経過とともに借受人が亡くなる等の事案が発生しています。相続が発生すると複数の相続人により、債務を共有することとなりますが、相続放棄や相続手続きが行われないことから、運用基準に示される「借受人からの償還が著しく困難」に該当しなくなるケースが発生しています。

また、借受人が相当期間にわたって居所不明のため住民票の職権削除を行った場合や生活保護に準じた状態になった場合においても、先代分の相続放棄の手続きがなされていないこと等により、相続財産が借受人の財産に含まれる状態となり、制度の示す「借受人が差し押さえ財産を所有していない場合」に該当しないため、本制度が活用しにくい状況となっています。

つきましては、町村が本制度を活用し、引き続き円滑な償還事務を執行するため、本制度の見直しや拡充を国に対して働きかけをお願いします。

39. 中山間地域農業を守る支援について

要 旨

中山間地域における農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化は年々進んでいます。また、中山間地の農地は区画が狭く急斜面で畦畔が広いなど、作業効率が悪い農地が多く、零細な経営規模の農家が多い傾向にあり、大規模かつ集約的な営農に適さないため、農地や農村環境の維持・保全是、困難を極めています。

さらには、近年、全国各地で頻発しているゲリラ豪雨の場合、河川内の堆積土砂などによる農業用水路の濁水や土砂撤去など、以前では集落内で行われていた作業も人手不足や高齢化により限界を迎えています。

国や県の既存制度（多面的機能支払交付金事業、集落営農体制強化支援事業、中山間地域を支える水田農業支援事業、しっかり守る交付金事業など）は、疲弊した中山間地域の実態に必ずしも合致するものばかりではありません。

つきましては、規模拡大や経営発展支援のみならず、農機具等の修繕や農地の維持管理的な経費支援、農家の経営維持など、中山間地の農地や農村環境の維持・保全に向けた新たな事業制度の創設及び財政支援をお願いします。

40. 鳥獣被害防止対策の推進について

要 旨

令和4年度に鳥取県鳥獣被害総合対策事業の集落づくり支援事業の実施に向けて、集落ぐるみで獣害対策に取り組むこととしておりました。事業実施により狩猟者のサポートや地域住民の鳥獣被害対策に対する意識向上、ひいては地域コミュニティの向上に繋がるものと期待しておりましたが、予算上の問題からか事業要望に対する新規の事業採択が得られない状況となっています。

国庫補助事業にも類似した事業がありますが、狩猟者のサポート体制構築には1町村あたり40人以上の協力者が必要であり、狩猟者の高齢化、過疎化や人口減少が進行し、集落規模が小さい自治体にはハードルが高く、県事業の方が取り組みを進めやすい状況にあります。

また、近年、イノシシやシカなど有害鳥獣の捕獲数は増加していますが、依然として生息数が減少しておりません。県の調査では、現在の捕獲数を続けても将来予測では増加傾向との結果が出ており、必要とされるシカの捕獲数は、現在の2倍以上とされています。

しかし、今後、高齢化等による猟師の減少に伴い、捕獲数が減少することにより、鳥獣被害の拡大化が危惧されます

つきましては、集落づくり推進支援事業の事業継続と予算の拡充をいただくとともに、捕獲数及び侵入防止柵整備要望に見合った予算の確保及び配分を引き続きお願いいたします。

4 1. 森林整備等の推進について

要 旨

森林の持つ多面的・公益的機能の維持発揮のため、間伐及び老齢な人工林を更新し若返りを図るなどして、50～60年生程度に偏っている人工林の林齢構成の平準化を行い、適切な森林整備を進めることが急務となっています。

一方、急峻な地形や岩盤が剥き出し状の森林では、林道の未開設等基盤整備の立ち後れが顕著なため、豊富な森林資源が活かされていない状況です。

こうした中、森林環境税が令和6年度から創設され、これに先立ち、令和元年度から森林環境譲与税が地方自治体に配分され森林整備とその促進に充てられています。

また、鳥取県においては平成17年度より森林環境保全税を導入し、手入れ不足の人工林の整備や、放置竹林の除去等を実施し、森林の持つ公益性機能を持続的に発揮させています。

つきましては、令和5年度以降も森林環境保全税を継続し森林整備を推進するとともに、林業従事者の確保・育成に効果のある「森林整備担い手育成総合対策事業」の事業量確保をお願いします。

加えて、「間伐材搬出促進事業」の補助単価の支援拡充と事業量確保及び林業機械等の購入及びリース・レンタル支援に必要な県単独事業の十分な予算確保をお願いします。

4 2. 松くい虫対策の拡充について

要 旨

県内における松枯れ被害は深刻で、景観にも大きな影響を与えています。

県の支援をいただきながら特別伐倒駆除等を行っておりますが、継続して事業を実施していく必要があり、今後も大きな経費負担が見込まれます。

また、被害を抑えていくためには、県全体での取り組みが必要です。

つきましては、特別伐倒駆除の補助率を引き上げていただくとともに、県内での被害状況や情報共有する会議の設置をお願いします。

4 3. 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について

要 旨

鳥取県の漁業で水揚げされる松葉がに（ズワイガニ）、ベニズワイガニ、ハタハタ等は「食のみやこ鳥取県ブランド」として、漁業だけでなく、観光業など県内の産業に大きく貢献しています。

これらの魚種の主要漁場である日本海には、平成11年に締結した新日韓漁業協定により竹島周辺に両国が操業できる暫定水域が設定されています。

しかし、現状では暫定水域内は韓国漁船の独占状態となっており、更には日本の排他的経済水域内での韓国漁船の無許可操業、漁具の放置など悪質な事例が後を絶ちません。漁業者は漁獲量の減少を余儀なくされると共に、投棄漁具の回収作業など多くの負担を強いられています。

つきましては、日韓暫定水域及び日本の排他的経済水域における漁業秩序を確立するため、韓国政府に対し自国船の無秩序操業を正すよう監視・取締りの強化や指導の実施など、引き続き、早期解決に向けて国に対して働きかけをお願いします。

また、漁獲量の減少や投棄漁具の回収に対する支援事業及び他国船に対する監視・取締りについては、これまでと同様に継続して実施していただくよう国に対して働きかけをお願いします。

4 4. 国土強靱化、防災・減災強化に向けた制度の見直しについて

要 旨

近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害が生じていますが、以前発生した災害箇所のすぐ隣で発生することもあり、当初の災害発生時に復旧範囲を拡大することで防ぐことができるものもあります。

災害復旧事業は、国からの高率の財政支援もあり、迅速で確実な復旧を行うことにより住民生活への影響を最小限とすることができます。

しかしながら、災害復旧工事は原形復旧が原則となっており、近傍の類似箇所における予防的な改修については、災害関連事業として補助制度は設けられているものの、災害復旧事業より補助率は低率であり、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強についても同様の措置となっており、災害関連事業等の改良復旧を行う際の支障となっています。

つきましては、頻発する災害に対応し、国土強靱化、防災・減災の取り組みをより強固なものとするため、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強や予防的な措置に対する制度の見直しと財政支援について、国に対して働きかけをお願いします。

45. 中国横断自動車道岡山米子線（蒜山 I C～境港） の整備促進について

要 旨

令和元年9月に国土交通省の国土幹線道路部会において、蒜山 I C～米子 I C間が4車線化優先整備区間に選定されたことで、ようやく米子自動車道の全線4車線化に道筋がつけました。

しかしながら、近年、全国的に道路を巻き込む土砂災害などが頻発しており、2車線では小規模な土砂崩れで通行不能となり、また復旧までに相当の時間が必要となります。

特に、岡山県真庭市と江府町を結ぶ県境の三平山トンネルを含む暫定2車線5.6kmは、車線減少による速度低下と渋滞及び事故発生の確率が高く危険な区間となっており、米子 I C～大山高原スマート I C区間につきましても、山陰自動車道と接続し渋滞発生頻度の高い区間となっております。

つきましては、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避を図っていくため、早期に米子道全線4車線化をお願いします。

加えて、事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線（米子 I C～米子北 I C間）の凍結を解除し、米子 I C～境港間について、早期事業化に向け、規格の高い道路の計画の具体化に向けた検討を促進するようにお願いします。

46. 山陰道「北条道路」の建設促進について

要 旨

山陰道は、西では「大栄東伯IC～出雲IC」がつながり、東は鳥取西道路の開通により「はわいIC～鳥取IC」が供用され、観光や産業振興をはじめとして広域的な高速道路ネットワークの形成による地域の活性化が期待されています。

一方で山陰道の中央に位置し、中部地区の南北軸を形成する「北条湯原道路」とも接続する「北条道路」(L=13.5km)は、ミッシングリンクとして残されたままとなっています。国からこの区間の供用開始時期が令和8年度と公表されたことから、県民悲願の山陰道の県内区間全線供用に目処が立ちましたが、高速道路ネットワークとして広域的な地域連携機能を高めるためにも、予定どおりに確実に供用開始されるよう切望しています。

また、現在の「北条道路」は一般道として供用しており、高速道路と接続する直線道路である一方、多くの平面交差が多数存在するため、重大事故が発生する危険性が非常に高くなっています。

このような交通基盤の脆弱性は、防災・安全対策の面で緊急救援や患者の広域搬送に支障をきたすことが懸念されるばかりか、県全体としての魅力や活力が十分に生かし切れず、地域の成長及び発展にとって大きな支障となっています。

つきましては、県内区間が予定どおり確実に全線開通するよう、現在事業中区間の早期供用及び「北条道路」の事業促進に向け、国に対して働きかけをお願いします。

加えて、インターチェンジ整備については、高規格幹線道路のインターチェンジに連結する幹線道路と併せて、アクセス道路の早期整備をお願いします。

4 7. 山陰道の建設促進について

要 旨

山陰道のうち県内未整備区間である「北条道路」(13.5 km)は令和8年度の開通に向けて工事が進められており、未開通区間の解消に向けた道筋がつかしました。

その一方で、既に開通している区間については、一部を除き暫定2車線で運用されているため、通勤時間帯や休日には渋滞が発生し、交通事故が発生した場合には通行止めになることもあります。

今後、山陰道未供用区間が供用されると特に県外大型車の交通量の増加が予想され、このような事象が一層増加すると懸念されます。

つきましては、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避のため、山陰道の全線4車線化の早期整備をお願いします。

特に、「米子道路」日野川東IC～米子南IC間については、既に付加車線設置工事が行われており、引き続き、整備促進をお願いするとともに、淀江IC～米子西IC間の残る区間についても、渋滞発生頻度の高い区間となっておりますので、付加車線設置をお願いします。

48. 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について

要 旨

「北条湯原道路」は、山陰道と米子道を結び、本県中部生活圏と岡山県真庭地方生活圏を相互に連絡し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。現在、倉吉道路（倉吉西IC～小鴨IC（仮称）間）及び倉吉関金道路（小鴨IC（仮称）～福山IC（仮称）間）については、令和一桁半ばの供用を目指し整備が進められています。

しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急輸送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況です。

つきましては、倉吉道路及び倉吉関金道路の整備を促進し、調査区間（L＝約3km）の早期事業化をお願いします。

加えて、結節点となる北条JCTと山陰道との一体的な整備促進、除雪作業等による交通確保対策の点からも県においてアクセス道路の整備及び管理をお願いします。

49. 地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進について

要 旨

一般国道183号は、鳥取県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、また、大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定されており、両地域において重要な路線であります。

しかしながら、鳥取・広島両県の県境部は、その急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の離合困難箇所が多く、スリップ事故や衝突事故の多発、道路法面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制区間の存在などにより、交通の難所となっております。また、災害発生により通行止めとなった場合、代替路線もありません。

つきましては、都市との地域間交流による一体的な発展を目指すうえで、「江府三次道路」の全線開通による整備効果に大きな期待が寄せられていることから、江府道路及び鍵掛峠道路の着実かつ早期の整備をお願いします。

加えて、全延長約86kmの内、約32kmの調査区間を整備区間に、無指定区間の約32kmを調査区間へ早期に指定いただきますようお願いいたします。

50. 道路等老朽対策について

要 旨

高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっています。また、昨今の異常気象による災害に対し、災害に強い道路の整備はもとより、高規格道路の未整備区間の解消、老朽化対策や更には地域の生活基礎となる道路整備の促進など、取り組むべき課題は山積みの状況です。

つきましては、地域の活性化や安全・安心を確保するための道路整備、継続して老朽化対策を実施できるよう社会資本整備総合交付金等の補助制度の財源の確保を引き続き、国に対して働きかけをお願いします。

5 1. 危険木の事前伐採に係る協議・実施体制について

要 旨

近年、自然災害は頻発、激甚化しており、台風や大雪による道路や送配電設備等への倒木で交通網の遮断や停電が発生する事案が相次いでいます。

国道、県道、町村道等の道路沿線には、枝が道路に張り出し道路側に傾いた立木や、適切な管理がされず、もやし状の樹形となった生育不良木など、風や雪の影響で倒木する恐れのある樹木が散見されます。それらの樹木が、大雪等により倒木することで電柱が倒壊し、一部の集落が孤立する災害が発生しています。

このような中、公道や送配電設備などの重要インフラを保全し、人命、経済、暮らしを守るため、重要インフラ沿線の危険な樹木について事前に伐採していくことが強く望まれます。

本来であれば、危険木の伐採は所有者が実施すべきですが、重要インフラ沿いでの立木伐採は、施設への倒木や損傷防止に特段の配慮が必要となるため、作業の難易度は高く事業費も増高することから、所有者への対応に委ねて解決していくことは困難です。

また、施設管理者は、早急な事後復旧の実施がなされているとの意見がありますが、森林整備者からは、面的整備でないものへの実施は難しいとの意見もあり、災害を未然に防ぐ取り組みに至っていない状況です。

つきましては、日常生活を守る重要インフラ周辺について、防災措置の一環として、危険木の事前伐採や倒木処理に関する施設管理者（道路管理者、送配電事業者）と市町村等による対応を事前に検討し、費用面を含めた役割分担の明確化した実施体制を構築するため中心的役割を県に担っていただきますようお願いするとともに、危険木の事前伐採や倒木処理に対する財政支援をお願いします。

5 2. 海岸侵食及び港湾・漁港対策について

要 旨

海岸の侵食対策につきましては、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき人工リーフの機能向上、堆積砂を使用して陸上養浜するサンドリサイクル、浜崖の後退を抑止するサンドバック等いろいろな方法により海岸保全に取り組んでいただいております。

しかしながら、爆弾低気圧の通過や冬期の波浪などに起因して、浜崖の発達や砂浜・保安林の消失のほか、河川及び用水路の流末閉塞、漁港では砂が堆積し航路や停泊地が埋没するなど漁業にも支障をきたしております。さらには、地球温暖化の影響による海面上昇等により海岸線が家屋に迫りつつある事例があり、年々これらの問題は深刻になっています。

県では海岸の状態を監視し、地元関係者や専門家の意見を聴きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果の検証が明らかになっていません。

つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、検討委員会等による砂の移動メカニズムの調査・研究を進め、早期に対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いします。

加えて、引き続き、各港湾・漁港の浚渫事業等に取り組んでいただくとともに、持続的な航路の確保に向けて、地理的状况や自然条件、施設環境を踏まえた土砂堆積の原因を早急にとりまとめ、予防的対策に向けた方針検討、抜本的な対策等の実施をお願いします。

5 3. 河川災害の防止について

要 旨

昨今の異常気象による台風・集中豪雨により、河川の氾濫・護岸崩壊や土砂流出等による交通の遮断、農地の被災、農業用施設や生活水路の被災、林道・作業道の被災など、時には尊い生命を奪う甚大な被害が全国各地で発生をしています。

また、中山間地をはじめとした河川の上流部では、高齢化や過疎化により地区住民による河川区域内の草刈り等の実施が困難な状況になり、放置されている箇所が増えています。河川内の堆積土砂や樹木が流水を阻害し、河川の溢水や破堤の危険性を高めるため、地域住民から不安の声もあがっています。

一方、下流部では、内水処理のための普通河川や水路延長も長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとなります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。

このような状況の中、流域治水対策が盛り込まれた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和3年度から進められており、気候変動を踏まえた「流域治水関連法」が令和3年5月に公布されたことも踏まえ、今後も事前防災の観点から河川の掘削・伐開を引き続き継続していく必要があります。

つきましては、流水阻害率に囚われることなく、河川維持管理費を確保し、毎年、計画的な河床掘削や河川伐開を継続実施していただくとともに、河川氾濫が考えられる国道・県道及び町道、鉄道、公共施設並びに住家等に近接する河川護岸の強化対策として護岸整備をお願いします。

加えて、河口閉塞による内水湛水や洪水時の水位上昇に伴う氾濫等を防止するため、河口閉塞対策を適宜実施していただくとともに、引き続き、市町村と連携を図りながら内水処理対策をお願いします。

更には、地元操作員の高齢化等による管理が難しくなっている樋門については、リモート操作への対応をお願いします。

5 4. 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進について

要 旨

土砂災害防止法が改定され、県内市町村においても数多くの危険箇所が指定されており、早急に対策を講ずる必要があります。

また、近年、全国的な大規模自然災害により、多くの尊い人命を失い、甚大な経済的・社会損失が生じています。本県においても、地震災害・台風等の豪雨による水害、土砂災害などの自然災害により甚大な被害を受けており、住民の生命財産を守るため防災に対する取り組みをこれまで以上に取り組む必要があります。

このような状況を解消するため、砂防事業等により堰堤等の整備が推進され、中山間地域の危険箇所は解消されつつあります。

しかしながら、砂防堰堤等の流路工の流末処理が既存の土水路に接続されている地区があり、ゲリラ豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排水路整備の要望が高まっています。既存の水路においても、土水路等の未整備水路が多く、豪雨時に崩壊し人家への影響を与える恐れがあり、地元自治会や関係者から流末排水整備の要望があります。

つきましては、治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業による整備の推進により、危険箇所の解消と砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じていただきますようお願いいたします。

加えて、事業の対象外となった排水路及び未整備水路について、交付金事業の創設を求めるとともに、県において、かさ上げをお願いします。